

法人クレジットカード利用の明確化

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																																
<p>公益財団法人 日本センチュリー交響楽団</p>	<p>公益財団法人日本センチュリー交響楽団（以下「楽団」という。）は、平成24年7月から、使用者名義は役員個人、支払いは楽団の口座から引き落とす法人クレジットカード（以下「カード」という。）の利用契約を開始した。カードは楽団の公共料金や新聞代の口座引き落としなどに利用するとともに、当該役員が携帯し、交際費や通勤に使用する自動車のガソリン代、高速道路料金の支払いなどに使用している。</p> <p>1 カードの利用に関して、規程等の明確なルールがなく、カードを利用できる範囲が不明確である。</p> <p>2 楽団にカードの利用明細が到着すると、経理担当者がチェックして経理処理を行っているが、その一部には支出内容が判明する証憑は添付されておらず、当該支出が楽団の経費として妥当な内容かどうかについて把握できていない。</p> <p>平成25年度利用額（月別推移） (円)</p> <table border="1" data-bbox="522 1060 1688 1228"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用額</td> <td>327,955</td> <td>493,835</td> <td>240,284</td> <td>311,366</td> <td>272,236</td> <td>368,155</td> <td></td> </tr> <tr> <th>月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>利用額</td> <td>455,884</td> <td>262,011</td> <td>301,990</td> <td>208,229</td> <td>354,096</td> <td>471,567</td> <td>4,067,608</td> </tr> </tbody> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		利用額	327,955	493,835	240,284	311,366	272,236	368,155		月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	利用額	455,884	262,011	301,990	208,229	354,096	471,567	4,067,608	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>カードの利用に関する規程を整備するなど、役員が利用できる範囲を明確化されたい。また、カードを利用した際には、利用者に証憑を添付させることにより、適切なチェックをされたい。</p>	<p>「会計規程」内に、クレジットカード利用についての条項を追記した。これにより、クレジットカードを携帯する者と、利用目的、利用額の上限を明確に定めた。</p> <p>また、交際費・会議費・事務用品の購入等によりクレジットカードを利用する際には、カード会社の利用明細票だけでなく、利用した店舗等の発行する領収書又は納品書等の提出を徹底することとした。</p>
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																													
利用額	327,955	493,835	240,284	311,366	272,236	368,155																													
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																												
利用額	455,884	262,011	301,990	208,229	354,096	471,567	4,067,608																												